

計画作成年度	令和6年度
計画主体	岩手県一関市

一関市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 一関市農林部林政推進課

所在地 一関市竹山町7番2号

電話番号 0191-21-8438

FAX番号 0191-21-4221

メールアドレス rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類 ^(※) 、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	岩手県一関市

※サギ類・・・アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ、ゴイサギ

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス スズメ ヒヨドリ サギ類 カルガモ	水稲 果樹 (りんご等) 野菜 淡水魚 (アユ、ヤマメ等) 豆類	被害面積 7.27ha 被害金額 2,858,000円
カワウ	淡水魚 (アユ、ヤマメ等)	被害面積 — 被害金額 —
キツネ タヌキ ハクビシン アナグマ アライグマ	水稲 野菜 (とうもろこし、トマト等) 果樹 (りんご等) 豆類 (だいず等)	被害面積 1.11ha 被害金額 434,000円
ニホンジカ カモシカ	水稲 雑穀 麦類 飼料作物 野菜 (はくさい等) 果樹 (りんご等) 豆類 (だいず等)	被害面積 33.6ha 被害金額 17,008,000円
イノシシ	水稲 野菜 果樹 豆類 花き いも類 (じゃがいも、さといも等)	被害面積 8.34ha 被害金額 5,925,000円

ツキノワグマ	水稻	被害面積	4.94ha
	果樹（りんご、なし等）	被害金額	1,721,000円

(2) 被害の傾向

○カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ

市内全域で農作物被害や生活環境に係る被害が発生している。農作物被害は、水稻直播き時、田植え後の踏み荒らし、農作物収穫前の被害が多く、稲、野菜及び果樹（りんご等）の食害が発生している。また、生活環境被害として、カラスの糞尿による建物等の汚損被害が発生している。サギ類による淡水魚（アユ、ヤマメ、ウグイ、イワナ、カジカ等）への被害も発生している。

○カワウ

県内では、カワウの生息数の急増や生息域の拡大により、アユやヤマメ等の内水面魚類が多大な被害にあっている。

市内でも、現在は被害報告がないものの、アユ等の生息域においてカワウが確認されており、内水面漁業資源に被害を及ぼしている。

○キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ

市内全域で野菜や果樹への被害が発生している。特に、ハクビシンによる被害が大きく、野菜（とうもろこし、トマト等）のビニールハウス内に侵入しての食害、果樹（りんご等）の食害、さらには人家等の屋根裏に棲みつき、糞尿で建物を汚損する被害が発生している。

○ニホンジカ、カモシカ

水稻の食害、果樹や林業の苗木の芽の食害及び果樹被害など多数発生している。

ニホンジカ、カモシカともに、市内全域において被害が発生している。

○イノシシ

平成17年ごろから、一関地域の西部を中心に目撃情報が寄せられていたが、現在は生息域の拡大により、市内全域で目撃されている。

被害についても、生息範囲の拡大により、市内東部の被害も増加している。水田の圃場や畦畔等の掘り起こし、水稻やいも類の食害など、被害は多岐にわたっている。

○ツキノワグマ

一関地域や大東地域において、水稻、果樹（りんご、なし等）、野菜（とうもろこし等）の食害が多数発生している。また、民家付近や通学路などにも頻繁に出没しており、令和5年度は過去最多の出没数となった。ツキノワグマによる農作物被害額は過去2年ほど50万円前後で推移していたが、令和5年度は約170万円もの農作物被害が出ている。平成29年には2件、令和5年度には1件の人身被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
カラス スズメ ヒヨドリ サギ類 カルガモ	被害面積 7.27ha 被害金額 2,858,000円	被害面積 6.54ha 被害金額 2,572,200円
カワウ	被害面積 — 被害金額 —	被害面積 — 被害金額 —
キツネ タヌキ ハクビシン アナグマ アライグマ	被害面積 1.11ha 被害金額 434,000円	被害面積 1.00ha 被害金額 390,600円
ニホンジカ カモシカ	被害面積 33.6ha 被害金額 17,008,000円	被害面積 23.52ha 被害金額 11,905,600円
イノシシ	被害面積 8.34ha 被害金額 5,925,000円	被害面積 5.84ha 被害金額 4,147,500円
ツキノワグマ	被害面積 4.94ha 被害金額 1,721,000円	被害面積 2.96ha 被害金額 1,032,600円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西磐猟友会及び東磐猟友会に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を行っている。 ○ 有害鳥獣の捕獲活動に対し、猟友会へ捕獲謝礼等を支払っている。 ○ 狩猟者確保対策として、新規に狩猟免許を取得し、猟友会へ加入する方を対象に、必要経費の補助をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥類に関しては、毎年、定期的に銃器やわなによる捕獲を実施しているが、銃器を使用できない市街地でのカラスの糞による建物等の汚損被害が発生している。 ○ ニホンジカについては、捕獲数が増加しているものの、個体数の増加や生息域の拡大が早く、農作物被害軽減までには至っていない。

	<p>○ 有害鳥獣捕獲応援隊制度を導入し、狩猟免許を持たない市民が補助的な活動に参加できる体制を作るなど、地域ぐるみでの捕獲の取組を推進している。</p>	<p>○ イノシシについては、近年、個体数の増加や生息域の拡大により被害も拡大しており、有害捕獲を実施しているものの、被害を軽減するまでには至っていない。</p> <p>○ 狩猟者確保対策の取組により狩猟免許の取得者は増加しているが、新規取得者の捕獲技術向上が課題となっている。加えて、猟友会員の高齢化により、技術指導を行えるものが減っている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○ 農地周辺への電気柵等の設置</p>	<p>○ 被害の大きかった地域での設置が進んだ一方、集落単位での電気柵の設置について合意を得られず、部分のみの設置となる場合があり、全域の被害軽減までには至っていない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>○ 対象鳥獣について、銃器やわなによる捕獲を実施するとともに、捕獲体制の強化を図る。</p> <p>○ 鳥類については、被害が集中する春、秋を中心に銃器及びわなによる捕獲を強化する。</p> <p>○ 獣類については、くくりわな及びはこわなの設置台数増加による捕獲の強化を図るとともに、一度に大量捕獲が見込める囲いわなでの効果的な捕獲も図る。併せて、電気柵等の防護柵設置を推進し、農作物被害防止に努める。</p> <p>○ 狩猟免許取得者を増やす働きかけをするとともに、貸出しわなを増やし捕獲体制の充実を図る。</p> <p>○ 住民に対し、有害鳥獣捕獲応援隊制度による捕獲活動への補助的参加や、多面的機能支払交付金等を活用した緩衝帯の整備などの地域ぐるみによる鳥獣被害対策が講じられるよう、啓発活動を強化する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 西磐猟友会会長又は東磐猟友会会長の推薦を受けた者を捕獲実施者として依頼し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。
- 対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合については、市長が任命した一関市鳥獣被害対策実施隊員が捕獲に従事する。
- ハクビシンについては、県の鳥獣保護管理事業計画及び一関市有害鳥獣捕獲等事務処理要領に基づき捕獲が許可された者（わな免許を保有しない者を含む）に対して、はこわなを貸出し、捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・わなの貸出 ・狩猟免許取得者の育成・確保 ・捕獲エリアを含む捕獲実績の詳細な把握に努め、集積したデータを分析し、分析結果を次期計画に反映することで、より効果的な捕獲活動を推進する。 ・被害状況や捕獲実績に応じた効果的な捕獲方法について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県第13次鳥獣保護事業計画を踏まえ、適切な捕獲を実施する。 ・ カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウについては、過去3年間の捕獲許可件数を基に設定する。 ・ キツネ、タヌキ、アナグマ、ハクビシンについては、過去3年間の捕獲許可件数を基に設定する。 ・ アライグマについては、これまで捕獲の実績は無いものの、市内での目撃情報があることから、他の小型獣類の捕獲許可数を参考に設定する。 ・ ニホンジカ、イノシシについては、過去3年間の捕獲実績を基に設定する。 ・ ツキノワグマについては、岩手県の有害鳥獣捕獲許可によるため、市単独での捕獲計画数は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	1,900 羽	1,900 羽	1,900 羽
スズメ	1,200 羽	1,200 羽	1,200 羽
ヒヨドリ	550 羽	550 羽	550 羽
サギ類	600 羽	600 羽	600 羽
カルガモ	400 羽	400 羽	400 羽
カワウ	350 羽	350 羽	350 羽
キツネ	100 匹	100 匹	100 匹
タヌキ	300 匹	300 匹	300 匹
ハクビシン	350 匹	350 匹	350 匹
アナグマ	110 匹	110 匹	110 匹
アライグマ	100 匹	100 匹	100 匹
ニホンジカ	1,200 頭	1,200 頭	1,200 頭
イノシシ	300 頭	300 頭	300 頭
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

※ 捕獲に当たっては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限を遵守する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥類については、住宅密集地を除く地域において、関係機関と連携しながら、春、秋を中心に銃器などによる捕獲を実施するとともに、被害の増減に応じた捕獲体制の変更など対策を講じる。 ○ キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ及びアライグマについては、市全域の被害箇所において、はこわなを用いて通年で捕獲する。 ○ ニホンジカについては、被害地周辺の森林等において、被害を及ぼすと思われる個体を銃器及びくくりわなにより捕獲する。 ○ イノシシについては、被害地周辺の森林等において、被害を及ぼすと思われる個体を銃器、くくりわな及びはこわなにより捕獲する。 ○ ニホンジカ及びイノシシについては、有害鳥獣捕獲応援隊の設置により地域ぐるみの捕獲活動の取組を推進する。 ○ ツキノワグマについては被害箇所の状況により銃器及びはこわなにより捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフル銃による捕獲等を実施する必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の設置、わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカ及びイノシシによる被害は拡大傾向にある。 ・当地域の農作物被害は、中山間地域で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。 ・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。 <p style="margin-left: 20px;">＜参考（R 6. 4. 1時点）＞</p> <p style="margin-left: 20px;">一関市鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲協力員 282人 うちライフル銃所持者 105人</p> ○ 取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 <ul style="list-style-type: none"> 捕獲手段：ライフル銃及びわなによる捕獲 捕獲予定時期：4月～3月 捕獲予定箇所：市内全域 ・ツキノワグマの有害捕獲 <ul style="list-style-type: none"> 捕獲手段：ライフル銃及びはこわなによる捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
一関市全域	アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	電気柵 45,000m	電気柵 45,000m	電気柵 45,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容（令和6年度～令和8年度）
キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	侵入防止柵の設置者に対し、定期的な見回りや刈払い実施等を指導し、侵入防止柵の適切な維持管理を推進する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策協議会の開催 被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 地域ぐるみの環境整備や侵入防止柵設置等の取組の推進 一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度による地域ぐるみの捕獲体制づくりの推進
令和7年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策協議会の開催 被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 地域ぐるみの環境整備や侵入防止柵設置等の取組の推進 一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度による地域ぐるみの捕獲体制づくりの推進
令和8年度	カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策協議会の開催 被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 地域ぐるみの環境整備や侵入防止柵設置等の取組の推進 一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度による地域ぐるみの捕獲体制づくりの推進

地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進計画

	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組団体数	160団体	170団体	180団体

一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度の推進計画

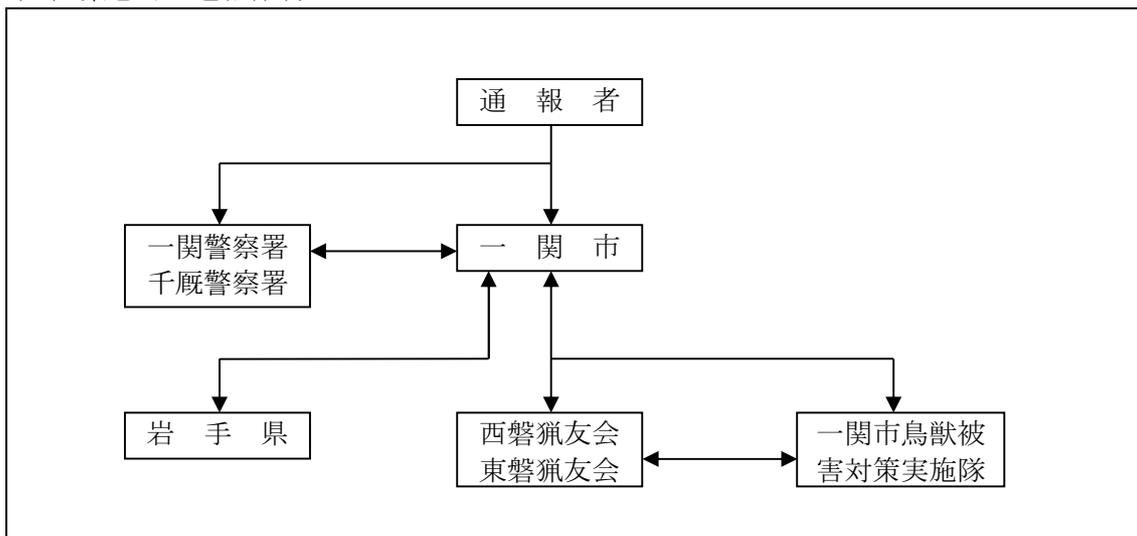
	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有害鳥獣捕獲応援隊 隊員認定者数	120人	140人	160人

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県	関係機関との連絡調整、捕獲許可
一関市	関係機関との連絡調整、注意喚起、実施隊へ捕獲依頼、捕獲許可
一関警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
千厩警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
西磐猟友会	対象鳥獣の捕獲
東磐猟友会	対象鳥獣の捕獲
一関市鳥獣被害対策実施隊	緊急を要する対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	野生鳥獣肉の放射性物質検査において、食品中の放射性物質の基準値（100ベクレル/kg）を超過したことにより、岩手県全域を対象にシカ肉（平成24年7月26日付）、クマ肉（平成24年10月22日付）及びヤマドリ肉（平成24年10月22日付）については、国から出荷制限がされている。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

現時点において処理加工施設の取組は検討していないが、要望に応じて取組を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現時点において捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組は検討していないが、要望に応じて取組を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	一関市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
一関市	協議会事務局、協議会に関する連絡・調整
一関市農業委員会	鳥獣被害防止対策の意見提言
西磐猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
東磐猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
いわて平泉農業協同組合	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
岩手県農業共済組合 県南基幹センター	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関地方森林組合	林産物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関農林振興センター	有害鳥獣対策等における指導、助言
一関保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等における指導、助言
一関農業改良普及センター	有害鳥獣防除の技術的指導
鳥獣保護巡視員協議会	野生動物保護視点における意見提言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
一関警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
千厩警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

西磐猟友会会長又は東磐猟友会会長から推薦を受け、市長が適任と判断した者を、市の鳥獣被害対策実施隊員に任命し、対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合、対応にあたる。

本実施隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許所持者の確保のため、新たに第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可または、わな猟免許の取得に係る必要となる経費を一関市が補助するほかに、研修会、講習会や広報活動を展開し、捕獲体制の強化と担い手育成を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、計画が現状に適さないと判断されるときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止対策に努める。